

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年7月13日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社一関開発

イ エムエル・エステート株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 いわいショッピングセンターNORTH 一関市中里字神明21番2ほか

(3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(4) 変更の年月日 令和3年6月1日

(5) 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

2 届出年月日 令和3年6月24日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所